

## 平成 29 年度第 5 回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会議事録

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 13 時 00 分～13 時 40 分
- 2 場 所 静岡文化芸術大学 北棟 3 階 305 会議室
- 3 出席者数 (総数) 12 名 (12 名)
  - (1) 有馬朗人理事長、横山俊夫副理事長 (学長)、伊熊元則理事、高田和文理事、松井孝典理事、大須賀正孝委員 (書面)、山崎泰啓委員 (書面) 鈴木壽美子 (書面)、鈴木康友委員 (書面)、竹内善一郎委員、鷺山恭彦委員、及び高木武則事務局長
  - (2) 監事 2 名  
上島清介監事、松田隆広監事
- 4 議事の経緯及び結果
  - (1) 会議の成立  
事務局から、12 名のうち出席 8 名、書面による出席 4 名の計 12 名により会議が成立したこと、定款及び関係規定に基づき、有馬朗人理事長が議長となることを報告
  - (2) 議事録署名人  
議長が、議事録署名人として議長の他、伊熊理事、高田理事を指名し、両者とも了承
  - (3) 議 案  
ア 第 1 号議案 平成 30 年度年度計画 (案) について  
(議案説明)  
事務局から、前回経営審議会での協議で、修士課程に関する計画について、実効性が薄い表現が見受けられるという意見を受け、計画の文言を見直し、また、地域貢献に関する計画についても修正したことが説明された。  
(審議)  
竹内委員：(年度計画の修正については) 結構です。  
鷺山委員：専門的な事項については明確な計画となっているが、基本的な教育に関わる部分が見えない印象である。1、2 年次の人格形成や教養に関わる教育についても言及があると良い。  
高田理事：年度計画は、当該年度に特化した計画であり本学の基本的な教育理念とは別にしている。年度計画は、中期目標、中期計画に従って策定されるものであるから、当該年度計画を見た場合も、そのような基本的な教育がわかるようにしたい。  
年度計画の前段として、基本理念を冒頭に入れてはどうか。  
鷺山委員：中期計画に教養や人格形成に関わる事項があるのであればよい。  
理事長：学長の方で検討し、必要があれば修正し、これについては理事長に一任して頂く。  
上島監事：障害のある学生とあるが、どのような障害なのか、現状を知りたい。  
池上副学長：病気による障害が理由で、学ぶ意志はあるが、1 日 1 コマの受講が限界というような学生がいる。当然、4 年間では所定の単位を取得できない。本学では、長期履修制度を制定し、4 年間の授業料で、6 年間学べるようになっている。したがって、ここでいう障害のある学生とは、受講できる時間数が限定される学生である。  
上島監事：22 日付けの新聞に本学学生 8 人が生き方を語る、という記事があった。このように学生が、個性豊かにしっかりしているのはなぜか。  
副学長：本学の教育の特色として「実践」があると思う。地域実践演習というプログラム

は、地域の課題と向き合い、そのリアリティーと学内の学びとを両輪として実践の学びを深めるプログラムになっている。このような実践を通して、結果的に個性の発露となるのではないかと考える。

(審議結果)

以上の審議を踏まえ、議長が議案の賛否を諮り、第1号議案について議決された。

イ 第2号議案 平成30年度当初予算(案)について

(議案説明)

事務局から、平成30年度予算は、148,234千円の増額となることが説明された。

(審議)

特になし

(審議結果)

以上の審議を踏まえ、議長が議案の賛否を諮り、第2号議案について議決された。

ウ 第3号議案 平成29年度 収支補正予算(案)について

(議案説明)

事務局から、収支予算の2,761千円減の補正となることの説明があった。

(審議)

特になし

(審議結果)

以上の審議を踏まえ、議長が議案の賛否を諮り、第3号議案について議決された。

エ 第4号議案 公立大学法人静岡文化芸術大学業務方法書の変更について

(議案説明)

事務局から、地方独立行政法人法の改正により業務方法書に「内部統制システム」に関わる事項を記載することとなったため、これを変更するという説明があった。

(審議)

特になし

(審議結果)

以上の審議を踏まえ、議長が議案の賛否を諮り、第4号議案について議決された。

オ 第5号議案 期間契約職員等の給与の改正について

(議案説明)

事務局から、静岡県の給与改定及び平成30年度臨時職員・非常勤職員の単価表の改正を受けて、本学の期間契約職員等の給与について改正する旨の説明があった。

(審議)

上島監事：臨時と非常勤は、どういう目的で採用しているのか。

事務局：非常勤職員は、1日一定の限られた時間内の勤務である。臨時職員は、産休等で正規職員が長期間不在となった場合のフルタイムの職員として勤務している。

伊熊理事：この議案について、組合との協議も問題なく行われた。

(審議結果)

以上の審議を踏まえ、議長が議案の賛否を諮り、第5号議案について議決された。

以上により議事を終了

平成 30 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学

議 長

議事録署名人

議事録署名人